令和６年度東京都農地中間管理事業の実施状況に対する評価・意見

東京都農地中間管理事業評価委員会を次のとおり開催し、農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「機構法」という。）第６条第２項に基づく令和６年度の東京都農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関する意見を取りまとめた。

開催日時　令和７年５月 27 日（火）　15 時 00 分から 17 時 00 分まで
開催場所　東京都渋谷区代々木 2-10-12
（JA 東京南新宿ビル３階「310 会議室」）
出席者　評価委員４名　後藤光蔵、近藤剛、岩崎紗矢佳、内田敏夫
主な議題　1　農地中間管理事業の情勢について
2　令和６年度の農地中間管理事業について
3　令和６年度の農地中間管理事業の評価・意見
4　令和７年度の農地中間管理事業の推進について

（評価）

1　令和６年度は新規借受面積 31.0ha を達成し、当初目標の 20.0ha を上回った。31.0 ha の内訳は新規集積面積が 16.6 ha、農業経営基盤強化促進法に基づく貸借から機構法による貸借への移行が 12.1ha、その他が 2.3ha であった。このうち約 15.2ha が都の新規事業である農地長期貸借促進奨励事業を活用した 10 年以上の長期貸借契約であり、農地の安定的活用を進めた点を評価する。

2　令和６年度末において、地域計画と目標地図の整備に取り組んだ都内市町村の全ての地区で策定が完了したことは重要な成果であり、現場支援を継続的に行った農地中間管理機構の役割を評価する。

3　制度改正に伴う農地中間管理事業への貸借の一本化に際し、都内では現地コーディネーターによる丁寧な対応のもと、貸借の空白期間を生じさせず円滑な制度移行が実現された点を評価する。

（意見）提案等

1　活動目標について、実際に農地中間管理事業で活用可能な農地の残存面積や、地域ごとの担い手の分布、所有者の意向などの実情を十分に踏まえた目標設定がなされていない可能性がある。今後は農地集積面積等に関する指標の整理や数値設定を含め、実態に即した目標設定のあり方について検討を進めていくことが望ましい。

2　貸し手となる農地所有者に対し、農地貸借に関する制度周知が不十分であり、今後さらなる農地集積を進めていくためにも、広報手段を多様化するなど、潜在的な貸し手への情報提供が課題である。